

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：インドネシア国ジャカルタ首都圏総合洪水対策事業準備調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00825

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年2月1日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国ジャカルタ首都圏総合洪水対策事業準備調査  
(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目課税)

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年4月～2025年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 2月 14日 12時
3	質問への回答 2月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 2月 13日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 2月 17日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 2月 24日 12時
7	プレゼンテーション	2023年 3月 2日 13時30分～
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 3月 17日 12時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. （3）参照
- 2) 提出先：上記 4. （1）選定手続き窓口宛  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

- １）プロポーザル・見積書
- ２）プレゼンテーション実施に必要な資料
- ３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## ９．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点８０点、価格評価点２０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年４月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インドネシア国ジャカルタ首都圏総合洪水対策事業準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」という。）では、地震、洪水、津波及び地滑り等の自然災害が毎年頻発しており、1980年から2018年までの間に死者約19万人、被災者約2,445万人、経済被害額約294億米ドルという甚大な被害が発生した（出典：The International Disaster Database）。特に、気候や地理的条件から洪水リスクが高く、災害種毎の発生件数では、洪水を含む水関連災害が全体の半数を占めている。死者数も洪水によるものが最も多く、経済被害は地震、森林火災に次ぐ第3位である（出典：JICA「インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書」（2019））。

インドネシア政府は「国家中期開発計画（RPJMN）2020-2024」において、七つの優先課題の一つとして「Building the Environment, Improvement of Disaster Resilience and Climate Change」を掲げている。洪水対策の施策としては、主務官庁である公共事業・国民住宅省（以下「PUPR」という。）は、河川改修などの構造物対策と洪水予測などの非構造物対策等を実施しており、また他省庁と共に、流域における森林・農地等の管理や、土地利用計画、建築基準、開発計画規制、住民啓発や早期警報、応急対応等にも努めている。

他方、ジャカルタ首都圏では、5年に1度程度の頻度で大規模洪水が発生しており、直近では2020年1月にジャカルタ特別州内の約2割が浸水し、これによる死者数は61人、避難者数は最大446,286人に上った（出典：JICA「インドネシア国ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト洪水対策マスタープラン実施促進ファイナル・レポート」（2022））。これを受け、PUPR大臣は、ジャボデタベック地区における既存の洪水対策マスタープランのレビュー及び優先事業の検討をJICAへ依頼するとともに、中期対外借入計画2020-2024に本事業がリストアップされた。本事業は、人口及び資本の蓄積、気候変動リスクにより洪水対策の必要性が高まっているジャカルタ首都圏において同対策を実施するものである。

本調査は、本事業にかかる目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

(1) 事業名

ジャカルタ首都圏総合洪水対策事業

(2) 事業目的

本事業は、ジャカルタ首都圏において総合洪水対策を実施することにより、対象地域の洪水被害の軽減を図り、もってジャカルタ首都圏における経済・産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

- ① ジャカルタ特別州洪水対策（西部）（地下放水路建設（4 区間・総延長約 30km、河口排水機場、立坑 6 箇所）、遊水地群 2 カ所建設（プサングラハン川流域で約 3.8 百万 m<sup>3</sup>、クルクット川流域上流で約 2.3 百万 m<sup>3</sup> を想定）、河道掘削）
- ② ジャカルタ特別州洪水対策（東部）（排水機場建設、河川改修、調整池設置）
- ③ ブカシ川洪水対策（遊水地 8 カ所建設（ブカシ川上流域にて約 6.9 百万 m<sup>3</sup> を想定）、ブカシ堰運用改善（テレメタリーシステム整備、ポンプ設置含））。
- ④ チサダネ川洪水対策（支川合流点処理、水門、排水機場、調節池、ボックスカルバート）
- ⑤ 非構造物対策（ジャカルタ首都圏を対象とする統合オペレーションセンターの設置、Jakarta Flood Early Warning System (JFEWS) の改良・情報伝達の範囲・速度の改善（DX の活用）、関連機材の整備、避難対策・訓練、教育等）
- ⑥ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、非構造物対策計画策定・実施支援、環境管理・モニタリング補助、住民移転支援・モニタリング等）（ショート・リスト方式）

※ブカシ川については、上流のナロゴンドム、チケアス川、チリウングシ川において実施機関が既に計画している洪水対策事業を借款対象に含める可能性があるが、それに関する追加的な人月は契約変更にて対応することとする。

(4) 対象地域

ジャカルタ特別州及び周辺地区（以下、「ジャカルタ首都圏」という。）

(5) 関係官庁・機関

- 1) 実施機関：公共事業・国民住宅省
- 2) その他関係官庁・機関：ジャカルタ首都特別州政府

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ① 西ジャカルタ洪水制御事業（1）（2）（1983 年、1984 年）
- ② ジャカルタ市都市排水・下水道整備計画調査（1991 年）
- ③ ジャボデタベック総合水管理計画調査（1997 年）
- ④ ジャカルタ首都圏総合治水能力強化プロジェクト（2010 年）
- ⑤ ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト（2018 年）

#### 第4条 調査の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第6条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第5条 実施方針及び留意事項

##### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分発注者と協議し、承認を得る。

また、本調査で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、借入国関係者に本調査の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本調査においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

また、本調査の実施においては、コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえ、円滑な業務実施の工夫について提案することとする。また、現地渡航が困難な場合を考慮し、調査の代替手段や工夫についても、プロポーザルで提案することとする。

##### (2) 審査の重点項目

本調査の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率（IRR）
- 10) 環境社会配慮

また、その他審査にあたり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

### (3) ジャカルタ首都圏における洪水に関する現状・課題の整理と洪水対策の必要性の整理

本調査においては、既往のマスタープランの内容も踏まえ、ジャカルタ特別州中心部や首都圏内のブカシ市等、複数かつ広範囲の地域・流域を対象として、洪水の現状と課題分析をもとに対策案の必要性・意義についてより具体的なレビューを行う。各河川の現状の流下能力の調査、気候変動を加味した洪水リスクの評価、インドネシア政府が自己資金で実施中或いは計画している各種事業内容の評価、更には自然条件調査等も踏まえた上で、提案されている総合的な対策事業の基本設計を実施する。特に地下放水路の建設及び運用、更に早期警報等の非構造物対策については、日本でも首都圏や大阪市等にて類似の事例が既にあり、この知見や技術を活用した計画策定を行う。なお本事業は、地下放水路を含む大規模な土木工事から構成されるため、総事業費は 2,700 億円（仮）と、インドネシアの洪水対策としては極めて巨額の事業となるため、対策の必要性・意義・費用対効果を含む代替案比較を行い、流域の自治体、住民、企業、関係機関等が理解できるように、実施機関による説明を補助する。

### (4) 地下放水路の段階的施工計画の検討

本調査の中心的なスコープである約 30km の地下放水路及びその関連施設の建設・整備・運用は、段階的に実施される想定である。先に整備された区間のみの運用でも一定程度の効果を発揮するような設計と施工計画とする必要がある。円借款事業としてもフェーズ分けを想定しており、それぞれを別事業として運用効果指標等を設定する可能性がある。また、段階的に整備する順序については、基本的には下流から整備する想定であるが、並行して整備するいずれの区間を優先するかを検討・決定する必要がある。スコープ分け、シークエンスの在り方も含め、複数オプションを検討し、インドネシア政府側と協議した上で決定していくこと。

他方で、全施設が整備された際には一体的な運用が要求され、上流から下流の全ての施設の設計（管の深度、径、角度、位置等）が相互に影響を及ぼすことから、計画段階において各施設の基本設計に整合性を確保しておくことが必要不可欠である。

### (5) 発注者への事前説明・確認

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、発注者への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。調査の方針検討や進捗管理を目的とし、2 週間に一度発注者と定期協議を実施することとする（1 回 1.5 時間程度）。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

### (6) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って上述の「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」(2018 年-2022 年)が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、既往事業

から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### (7) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土砂捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

#### (8) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第5条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### (9) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に河川・砂防セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。ただし、調査の進捗に伴い、JICA 環境社会配慮ガイドラインで定める「影響を及ぼしやすい特性」を持つ内容が含まれる、又は同ガイドラインで定める「影響を受けやすい地域」に該当する、又は事業によって生じる環境社会影響が重大であると判明した場合などは、必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 6）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第5条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙する。

- 1) 環境影響評価報告書（「AMDAL」）
- 2) 環境管理取組と環境モニタリング取組プログラム（「UKL-UPL」）

### 3) 用地取得・住民移転計画（「LARAP」）

本事業において、借入国の法制度上、上記1)～3)の文書作成が必要かについては調査にて確認し、作成が必要かつ、作成にあたり支援が必要である場合には、業務内容に追加する。その場合、環境影響評価報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー ESS1 に記載ある内容を含めることとする。また作成にあたっては「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」を参考にする。（同執筆要領は公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議結果を調査結果に反映させる。

既往事業を踏まえ、環境社会配慮において特に留意すべき点を以下に示す。

- 1) 本事業は環境アセスメント報告書（EIA 報告書）の作成が必要。その他の環境許認可の取得要否は不明であり、本調査で確認が必要。
- 2) 工事中・供用時に想定される影響について、本調査で確認が必要。地下放水路（30km）掘削に伴い、相当量の掘削残土が発生すると想定される。また、放水路建設や河道付け替えなどにより地形・地質の改変も想定されるため、本調査にて詳細の確認が必要。また複数の事業が近接して実施される場合には、累積的影響の有無の確認が必要。想定される影響については（累積的影響も含めて）、緩和策・モニタリング策も検討し、環境管理計画（EMP）、環境モニタリング計画（EMoP）（インドネシア語では UKL-UPL）の作成が必要。
- 3) 事業対象地及びその周辺は、JICA GL 別紙 3 の「影響を受けやすい地域及びその周辺」には該当するとの情報は無いが、今後の調査で改めて位置関係についての確認が必要。また、森林伐採や河川の上・下流域の生態系への影響、放水路の放水先の生態系への影響等について、本調査で確認が必要。
- 4) 用地取得面積（うち公用地・私有地の面積内訳）、被影響住民数（正規・非正規）、住民移転数、被影響構造物数、農業（農作物）や漁業等生計手段への影響有無及び、被影響住民に対する補償方針・生計回復支援策について今後の調査で確認が必要（人数は、世帯数だけでなく人数までの確認が望ましい）。住民移転が生じる場合若しくは用地取得が生じる場合は、（簡易）住民移転計画（（A）RAP）を作成すること。なお、大規模非自発住民移転が生じる場合にはカテゴリ A への変更も含めて検討が必要になる。
- 5) 影響住民の中に先住民族・少数民族が含まれる場合は、必要に応じて先住民族計画（IPP）の作成が必要。
- 6) なお、本事業は上記1)～5)の留意事項含めた丁寧な検討を行う観点から、環境社会影響に関連した情報の早期の公開およびそれに基づく現地ステークホルダー協議を行うことで多様な意見を踏まえながら適切な環境社会配慮を行っていくことが必要である。

#### （10）施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、

「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS) (2021 年 2 月) を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが (仏語圏/西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用)、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項 (用地確保や交通規制等) については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

なお、本事業は施工時の安全対策上注意が特に必要な案件 3) に該当するため、安全対策が継続して実施されるようモニタリングしていく必要がある。

< 施工時の安全対策上注意が特に必要な案件 >

- 1) 長大橋梁あるいは連続高架：単一橋梁 (高架) で延長概ね 1,000m 以上 (アプローチ道路も含む)
- 2) 吊橋、斜張橋、エクストラードズド橋、または、その他の形式で最大支間長 100m 以上の橋梁
- 3) 特殊な地上・地下・水中工事 (トンネル工事、ダム (砂防ダムを含む)、港湾工事、地山開削・河川区域内の締め切り工事、大規模仮設構造物が必要な工事、大規模基礎工事、ケーソン工事等)
- 4) 高所作業を要する工事 (地表から概ね 20m 以上の作業)
- 5) 既存の鉄道・道路等公共交通施設に近接する工事及び仮設構造物を一般交通に供する工事
- 6) その他重大事故の可能性のある工事

(1 1) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国/事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上であると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置 (渡航措置及び行動規範) に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」(2019 年 4 月) を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート (案) を作成すること。

(1 2) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本調査では、Construction Information Management (CIM) 又は Building Information Management (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案する。

CIM/BIM の適用が想定される項目

- 1) 最適代替案を選定する際意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

### (13) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めていることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

### (14) リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

### (15) 「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）の参照

「紛争裁定委員会（Dispute Board）マニュアル」（2012年3年）を参照し、円借款事業の概要を十分に理解した上で調査を行う。

### (16) ジェンダーの視点に立った取組

当該セクターにおけるジェンダー平等推進の現状（政策・制度等含む）と本調査の関係性等を確認する。調査の実施にあたって実施する各種調査は、可能な限り各項目について男女別のデータを入手し、女性（カウンターパート、事業の受益者、顧客・利用者



等)が抱えるニーズや課題を分析したうえで、本調査におけるジェンダー主流化ニーズおよび具体的な対策について確認し、実施することとする。

#### (17) 発注者によるプルーフエンジニアリングに対する協力

本調査の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタント(プルーフエンジニア(以下、「PE」という。))による照査を行う。そのため、以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、提出から承諾までに要する期間は、それぞれ最大4週間程度を想定している。

- 1) 業務計画書案の提出時: 2023年4月
- 2) 工事費積算の作業開始直前: 2023年11月
- 3) 工事費積算(案)の提出直後: 2024年6月

※時期は変更可能性あり。

#### (18) 国内支援委員会の設置

施設設計や操作・運用規則等の技術上の品質確保及びPEに対する助言を目的として、国内支援委員会を設置の場合には、受注者は国内支援委員会において、業務実施過程についての報告を行い、技術的な助言を得ることとする。なお、受注者は国内支援委員会の実施支援(委員との日時調整、議事録、資料作成等)を行うものとする。※上述(17)のPEと合わせ実施時期を2023年4月、11月、2024年6月頃(※時期は変更可能性あり。)を想定。

#### (19) JICAが実施中の関連プロジェクトとの情報交換・調整について

公共事業・国民住宅省水資源総局に派遣中の「統合水資源管理政策アドバイザー」と密な情報交換・調整を行うこと。また、実施機関との協議にあたっては、統合水資源管理政策アドバイザーとの協議を行い、コメントを反映した上で、実施機関との協議を行うこと。

#### (20) 発注者によるファクトファインディングミッション及び審査への協力

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本事業に対するファクトファインディングミッション(以下、「F/F」という)及び審査や調査ミッション(キックオフ等)を実施する。F/Fや調査ミッション前に、本調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また、F/F、審査前に、発注者から調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答する。なお、F/F、審査等の調査ミッションの日程は変更の可能性があるため、時期を発注者に確認すること。

### 第6条 調査の内容

#### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現

地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前確認を求める

3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (3) 事業の背景・必要性の確認・整理

過去の調査結果及びインドネシア側が提供するデータをもとに、以下の点を確認する。

#### 1) 水資源・防災セクターのうち洪水対策の現状と課題

- ① インドネシア自然・社会概況（自然条件、社会経済状況）
- ② インドネシア防災セクター（洪水）の概況（これまでの被害状況と今後の予測）
- ③ 対象地域における防災セクター（洪水）の現状（被害状況と原因分析）と課題

#### 2) 防災セクターのうち洪水対策に係るインドネシア政府の上位計画・関連法令

- ① インドネシア全土の洪水対策に係る取組経緯・実績、長期計画、開発政策
- ② インドネシア全土の洪水対策に係る短期・中期方針・計画（優先順位・実態と本事業の整合性の確認等を含む）
- ③ 対象地域の洪水対策に係る方針・計画（優先順位・実態と本事業との整合性の確認等を含む）
- ④ ③を踏まえた本事業の計画上の位置づけ及び必要性
- ⑤ ジャカルタ首都圏の都市計画との整合性
- ⑥ インドネシア国内大深度地下法と制度運用、本事業の適用性の確認

#### 3) インドネシア政府及び州政府が実施・計画する洪水対策事業の概要把握及び妥当性の検証

- ① インドネシア政府及び対象地域の州政府が、本事業対象地域やその上流等で既に実施、或いは現在計画している洪水対策事業の概要及び課題の整理を行う。
- ② ブカシ川上流のナロゴンダム、チケアス川、チリウングシ川において計画されている洪水対策の事業内容及び設計の確認と課題の洗い出し、環境社会配慮面での簡易的な影響度合いの把握を行う。なお、これらを借款事業の対象に含めるか否かは、実施機関と協議の上で決定する。

#### 4) その他の関連する条件

- ① 首都移転の動向と、それを踏まえた本案件の妥当性と必要性
- ② 地盤沈下対策との関係
- ③ 地盤沈下・人口集中地区での事業の実現性
- ④ 内水・雨水排除に関する計画等

#### 5) 他の援助機関の対応

他ドナーの支援状況を確認する。特に対象地域付近で事業を実施している援助機関については、インタビューを行い、先方政府の支援方針、支援内容・対象地域、実績、過去案件からの効果、教訓、提言、今後の実施計画等を確認する。

#### (4) 自然条件調査、対象地域の現地調査及びその他調査の実施

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。なお、気候変動の影響を考慮することとする。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 水理・水文調査
- 4) 河川縦横断測量
- 5) 地形測量
- 6) 地質調査

地質構成及び地下水位等を把握し、地下放水路のルートの特定、施工方法の検討、放水路構造設計の検討を行うため、10～15本程度（1本/2～3kmを目安とする）のボーリング調査を実施する。ボーリングの掘削深度は50mとし、地下深部での地質構造を把握する。ただし、周辺の既存の調査結果等を踏まえて、必要な調査数量・深度を提案できることとする。また、標準貫入試験、室内試験の数量についても同様に提案すること。

#### 7) 排水先への影響評価

地下放水路による排水先への影響を流下能力及び環境の観点から検討・評価を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

#### (5) 首都圏主要河川の現況河道の流下能力評価、治水安全度評価

関係機関から収集した情報や(4)の調査結果を踏まえて、ジャカルタ首都圏の各河川の現況流下能力・治水安全度を評価する。評価結果及び目標とする流下能力・治水安全度、近年洪水の状況等から、地下放水路への流量配分をインドネシア政府とも協議の上、決定し、地下放水路の具体的な検討に入ることとする。地下放水路はプロジェクトコストが大きいことから、上記検討にあたっては、各河川現況流下能力・治水安全度を評価した上で、今後各河川の確保可能な流下能力、遊水池等貯留施設の実現可能性などを踏まえて整理し、インドネシア国関係機関との協議調整を行うこと。

なお、流下能力・治水安全度を評価する河川は、1997年にJICAが支援したマスタープラン（インドネシア国ジャボタベック総合水管理計画調査）の対象河川とする。

#### (6) 事業内容の精緻化及び代替案の検討、インドネシア政府関係者への説明

- ① 以上の調査結果を踏まえ、「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」にて検討された以下の事業について、精緻化を行う。特に、地下放水路については、ルート（取水口、調圧水槽、排水口の位置の特定を含む）及びコストの精緻化を行う。
  - (ア) ジャカルタ特別州洪水対策（西部）（地下放水路建設（4区間・総延長約30km、河口排水機場、立坑6箇所）、遊水地群2カ所建設（プサングラハン川流域で約3.8百万m<sup>3</sup>、クルクット川流域上流で約2.3百万m<sup>3</sup>を想定）、河道掘削）

- (イ) ジャカルタ特別州洪水対策（東部）（排水機場建設、河川改修、調整池設置）
- (ウ) ブカシ川洪水対策（遊水地 8カ所建設（ブカシ川上流域にて約 6.9 百万 m<sup>3</sup> を想定）、ブカシ堰運用改善（テレメタリーシステム整備、ポンプ設置含））。
- (エ) チサダネ川洪水対策（支川合流点処理、水門、排水機場、調節池、ボックスカルバート）

- ② 上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、運用・維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

代替案検討が求められる項目

- 1. 堤防整備
- 2. 河道の掘削・拡幅
- 3. 遊水地等の貯留施設整備
- ③ 上記①（ア）の地下放水路は建設開始から全施設の完成まで長期間に渡ることが想定されるため、区間・施設の段階的な供用を行うことで、同施設の効果を早期に発現させる必要がある。同施設建設の適切な段階分けと段階毎の事業効果にかかる検討と提案を行う。その他の対策についても対策を実施すべきタイミングのロードマップを作成する。
- ④ これら検討結果について、発注者の了承を得た上で、インドネシア政府及び事業対象地域の州政府等を含む、各関係機関への説明を実施し、本事業（特に地下放水路）の最適案についての理解を得る。

## （7）概略設計

本調査及び既往事業における調査結果を活用し、概略設計を行う。概略設計においては、構造諸元を明確に示すこと。

特に地下放水路については、取水口施設、取水側ゲート施設、取水側立坑、トンネル構造、排水側立坑、排水側ゲート施設、排水路、吐口施設等を明示すること。また、運用・維持管理に必要となる機械・電気設備（各立坑におけるトンネル内排水を目的としたポンプ施設の要否・規模および排気・換気口等）についても検討を行うこととする。取水側、排水側の各施設については複数案を比較検討した上で決定するものとし、吐口施設の形状については放流水の排出先への環境への影響を確認し影響の少ない形状・仕様とする。地下放水路についてはコスト縮減の観点等から内径の精査、自然エネルギーを活用した排水処理等の検討を行うこと。

なお、概略設計着手前に当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案した CIM/BIM の活用の具体的な内容を反映すること。

## (8) 事業実施計画の策定

### 1) 施工計画（仮設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法及び円滑な施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定には、可能性のある施工ヤードや資機材の搬出入方法、掘削土の搬出及び処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

### 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画の予備検討を実施する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイドランス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

### 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

### 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

### 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

### 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

### 7) 掘削土砂検討

トンネル掘削や河道掘削の実施により発生する掘削土砂につき、他工事での利用、埋め立て工事への利用等、有効活用の可能性を検討し、掘削土砂の処理計画を検討する。

## (9) 本邦技術の活用可能性の検討

### 1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性など）を整理する。

### 2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・立坑工事（圧入式オープンケーソン工法等）

- ・ シールドマシン製作、運搬、組立工事（ボルトレスセグメントに対応したマシン）
- ・ セグメント製作、設置工事（ボルトレスセグメント）
- ・ 矢板護岸（ハット型H鋼等）
- ・ 気象観測装置

・ 矩形シールドまたはボックス推進工法

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。また、当該技術・工法の活用に必要な事前資格審査（PQ）要件や入札書類への反映方法についても併せて提案する。

5) 本邦調達比率の算定

本事業は STEP 適用が想定されているところ、本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(10) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費（特に本体工事費）積算の留意事項・基本方針

事業費（特に本体工事費）の積算に当たっては、

- ・ 本調査の初回協議時に、本体工事費積算に際しての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点等）
- ・ 事業費の積算作業の開始前に、本体工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

を作成し、事前に発注者に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、発注者による承諾に際しては、PE 及び国内支援委員会による外部照査を受けることとする。

2) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 建中金利

(ク) その他 2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ④ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

### 3) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（Macintosh は推奨しない）。また、事業費積算のバックデータ、積算根拠（単価・数量の根拠、採用した国内調査業務に係る標準歩掛等）についても、合わせて提出すること。

### 4) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

### 5) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

### 6) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

### 7) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

### 8) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）

- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

#### （１１）調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記２）～４）の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- 1) 借入国における当該類似事業の調達事情
  - ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
  - ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
  - ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・ 調達方式
  - ・ 契約約款
  - ・ 契約条件書等の設定の基本方針
  - ・ 適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法案
  - ・ ショート・リストの策定方法
  - ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- 4) 施工業者の選定方針案
  - ・ PQ 条件の設定
  - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
  - ・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

#### （１２）事業実施体制の検討

本事業の実施や運営維持管理については、公共事業・国民住宅省を想定しているが、以下の項目について事業実施体制を検討の上、インドネシア政府と協議調整を行うこと。なお、事業実施に際して各施設の位置する自治体（ジャカルタ特別州、西ジャワ州、バンテン州等）との密な協議が必要となるため、必要に応じてワーキンググループやステアリングコミティを設置し、インドネシア国内の円滑な調整を図ること。

##### 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

##### 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

##### 4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。



5) 実施段階における技術支援の必要性  
事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (13) 運営／維持・管理体制

本事業の施設の運営・維持管理について、以下の通り検討することとする。特に、地下放水路については、新規施設であり、運営・管理者を協議、決定していく必要がある。このため、地下放水路の運営・維持管理に求められる技術レベルと、公共事業・国民住宅省及びジャカルタ特別州の技術力、また、各組織の役割分担等を分析の上、適切な運営・維持管理体制の確立に向けた検討・提案を行うこととする。また、調査の早い段階で、関係機関との協議を行い、円滑な調整を図ること。

##### 1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

##### 3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

##### 4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

##### 5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (14) 地下放水路に関する操作規則の検討

本件地下放水路の操作規則について検討を行う。操作規則の検討にあたっては、流入河川と排水先河川の水位変動及び排水流量、環境への影響等を考慮しゲートの開閉操作の判断基準となる条件及び運用期間も確認する。また、周辺施設の操作等も踏まえ検討する。

#### (15) 実施機関負担事項の確認

##### 1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

##### 2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

##### 4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）  
工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

#### （16）環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーESS1に記載ある内容を含めることし、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領（2022年9月）」に基づくこととする。相手国政府等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。

なお、雨期・乾期の季節性によって、生態系や環境、地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響が異なる可能性があることから、2季調査を実施する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

##### 1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

##### 2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準（各種環境基準・排出基準、規制・河川法）等
- ・ 当国の制度における手続きや所要期間
- ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

##### 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

##### 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

##### 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

##### 6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

##### 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等）（案）の作成

##### 8) 予算、財源、実施体制の明確化

##### 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、

社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。

- 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計。

なお、「第 6 条 調査の内容（6）事業内容の精緻化及び代替案の検討、インドネシア政府関係者への説明」を踏まえ、これまで予見していない環境社会影響が発生する場合は速やかに発注者に報告の上、上記の対応を取ることにする。

#### （17）用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）及び世界銀行セーフガードポリシー ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案（英語及びインドネシア語）の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1）～ 13）のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022 年 9 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 6) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 7) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 9) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 11) 費用と財源
- 12) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

- 13) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

なお、「第6条 調査の内容(6) 事業内容の精緻化及び代替案の検討、インドネシア政府関係者への説明」を踏まえ、これまで予見していない用地取得が発生する場合は速やかに発注者に報告の上、上記の対応を取ることとする。

#### (18) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

##### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

##### 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み(本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練/熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等)の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット(運用・効果)設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

#### (19) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

## (20) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途発注者に提出する。

- 1) インドネシア国における当該類似業務の調達事情
  - ・ 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・ 現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・ 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・ International Consultants の採否等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・ LCB : Local Competitive Bidding の採否
  - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 5) 事業実施上の留意事項の整理
  - ・ 既存運営事業者との調整
  - ・ HIV 対策
  - ・ 軍事利用の回避 等

## (21) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転、洪水対策や避難等に関するソフト面での支援等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR(案)の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

## (22) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

### 1) 定量的効果

#### ① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

#### ② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめぐり目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業にお

ける運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ 浸水ボリューム（1/100年及び1/5年確率規模）
- ・ 被害額（1/100年及び1/5年確率規模）
- ・ 治水安全度

## 2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

### （23）気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業は、ジャカルタ首都圏において総合洪水対策を実施することにより、対象地域の洪水被害を凶るものであり、気候変動の影響により極端化する降雨等に対応するため、気候変動策（適応）に資する。以下の点について調査する。

適応策：「気候変動対策支援ツール（適応策）」の pp. 1～39「気候リスク評価の実施」、pp. 45～47「上水道分野の気候リスクの概要・考え方」、pp. 51～52「防災分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、必要に応じて追加的な適応オプションを検討する。

【適応】 [https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)

### （24）PE実施のための資料作成

本調査の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタント（PE）による照査を行う。そのため、以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、各時期において主に整理する内容は、以下を予定している。

- 1) 業務計画書案の提出時
  - ・ 調査の基本方針
  - ・ 工事費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）
- 2) 工事費積算の作業開始直前
  - ・ 工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
  - ・ 適用予定の本邦工法・技術
- 3) 工事費積算（案）の提出直後
  - ・ 工事費積算（案）
  - ・ 工期
  - ・ 主要工種の工法（仮設を含む）

受注者は、この PE の結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行うこと。なお、PE には約 4 週間（業務計画書案の提出時においては約 3 週間）を要するため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定すること。また、受注者が成果品を提出する際は、発注者及び PE と協議を行い、二者のコメントを反映した上で実施機関との協議を行うこと。

#### (25) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用する。

なお、想定される本邦企業説明会の概要は以下の通り。

目的：本邦企業に対する本事業内容の説明と参画意向の確認

実施時期：「第7条 成果品等」に規定するインテリム・レポートとドラフト・ファイナル・レポートの間

回数：1～3回

規模・参加者：本事業への参画可能性・関心のある企業 10-20社程度

#### (26) 本邦技術紹介に係る現地セミナー及び本邦招へいの実施支援

都市における洪水対策等にかかる我が国の技術紹介等を目的として、現地セミナー（1日×2回、50人程度の参加を想定）および本邦招へい（1週間程度×1回、参加者15～20名程度）の実施支援を行う。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。なお、経費の取扱いについては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」を参照し、当該契約には受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務のみを含むものとする。

##### ① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

##### ② 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

##### ③ 面談者・見学先等の手配の支援

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配の支援を行う。

##### ④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

##### ⑤ 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

##### ⑥ 招へいカリキュラムの実施支援

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

##### ⑦ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容についての報告を成果品に含め、発注者に提出する。

## (27) COVID-19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- ① コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- ② 実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する

## (28) 国内支援委員会支援

### 1) 国内支援委員会の開催時期<sup>2</sup>

開催時期については調査期間中、技術面に関し国内支援の委員会からの助言・意見を受けた方が良くと委員会の委員長、受注者、発注者にて判断した場合に開催する。

### 2) 国内支援委員会の運営事務等

受注者は同委員会開催にあたり、日時調整、案内、議事録作成等、運営事務を行うものとする。また、同委員会において、受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、委員からの助言・意見を受け、発注者と協議のうえ、必要に応じて調査・事業計画に反映する。なお、委員の出席に係る謝金や車代の支払い等は発注者にて行う。

### 3) 現地視察支援

委員会において現地視察が必要だと判断された場合には、現地での視察スケジュールの作成や面談・視察のアレンジ等を行うものとする（ホテル予約、車の手配、通訳の手配も含む）。

## (29) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第6条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また JICA インドネシア事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

## 第7条 成果品等

### (1) 調査報告書<sup>3</sup>

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要(PPT資料)を和文5部・英文10部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。なお、3)～4)のレポート提出時期につ

<sup>2</sup> 本委員会は、インセプション検討会、インテリム検討会及び詳細スコープを検討する際の3回程度の開催を予定している。

<sup>3</sup> 報告書(インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート、ファイナル・レポート)時に作成される案件概要(PPT)・調査の途中経過段階で、尼側へ説明する際に必要な各種資料の翻訳費は1,000,000円を定額計上とする。



いては、各 1 回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）及び（2）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を得る。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 15 営業日以内

部 数：和文 5 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第 3 章 2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 5 部、和文 5 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 3 章 2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 5 部、和文 5 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第 3 章 2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 5 部、和文 5 部、英文 10 部、CD-R 3 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要（上述（1）に記載の PPT 資料）を和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10 部及び和文（要約）5 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

#### (2) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

### (3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

### (4) その他の提出物

#### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)を発注者に提出する。

#### 2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

#### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者(現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む)に速やかに提出する。

#### 4) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### (5) 成果品の仕様

業務計画書、インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## 第8条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017年6月)」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

## 第9条 その他の留意事項

### (1) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	ジャカルタ首都圏の治水安全度評価と地下放水路を含む全体の洪水計画の提案、インドネシア側各種関係機関からの合意形成方法	第5条 実施方針及び留意事項 (3) ジャカルタ首都圏における洪水に関する現状・課題の整理と洪水対策の必要性の整理 第6条 調査の内容 (5) 首都圏主要河川の現況河道の流下能力評価、治水安全度評価 (6) 事業内容の精緻化及び代替案の検討、インドネシア政府関係者への説明
2	地下放水路のルート等概略の決定	第5条 実施方針及び留意事項 (3) ジャカルタ首都圏における洪水に関する現状・課題の整理と洪水対策の必要性の整理 第6条 調査の内容 (6) 事業内容の精緻化及び代替案の検討、インドネシア政府関係者への説明
3	地質調査結果をもとにした設計とコスト積算、コスト低減提案	第5条 実施方針及び留意事項 (1) 円借款検討資料としての位置づけ (2) 審査の重点項目 第6条 調査の内容 (7) 概略設計 (10) 事業費の積算
4	本邦技術の活用	第5条 実施方針及び留意事項 (8) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進 第6条 調査の内容 (9) 本邦技術の活用可能性の検討
5	早期の効果発現のための段階施工	第5条 実施方針及び留意事項 (4) 地下放水路の段階的施工計画の検討 第6条 調査の内容 (8) 事業実施計画の策定

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市部における洪水対策事業（河川改修、放水路建設、非構造物対策）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／治水計画（ジャカルタ特別州内）
- 治水計画（ブカシ川・チサダネ川）
- 水文・水理解析

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 41 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／治水計画（ジャカルタ特別州内））】

- ① 類似業務経験の分野：治水事業に係る各種業務（地下放水路を含む治水計画の策定の経験があることが望ましい）
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：治水計画（ブカシ川、チサダネ川）】

- ① 類似業務経験の分野：治水事業に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：水文・水理解析】

- ① 類似業務経験の分野：治水事業の水文・水理解析に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了してまいりますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっております。

（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年4月より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インセプション・レポート：2023年4月21日まで
  - 2) インテリム・レポート：2023年11月1日まで
  - 3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2024年8月30日まで
  - 4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2025年1月31日まで
- ※時期は変更可能性あり。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 80.00人月（現地：50.00人月、国内：30.00人月）

「本邦招へいに関する業務人月（1.2人月）を含む（本経費は定額計上に含まれる）」

## 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/治水計画（ジャカルタ特別州内）（1号）
- ② 治水計画（ブカシ川、チサダネ川）（3号）
- ③ 排水計画
- ④ 水文・水理解析（3号）
- ⑤ 施設設計（河川）
- ⑥ 施設設計（トンネル・立坑構造）
- ⑦ 施設設計（取水・排水構造）
- ⑧ 機械・電気計画
- ⑨ 調達計画・施工計画・安全対策計画
- ⑩ 積算
- ⑪ 運営・維持管理計画
- ⑫ 環境社会配慮（環境）
- ⑬ 環境社会配慮（社会）
- ⑭ 経済分析
- ⑮ 非構造物対策

## 3) 渡航回数を目途 全36回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象調査
- 自然災害調査
- 水理・水文調査
- 河川縦横断測量
- 地形測量
- 地質調査
- 環境社会配慮調査
  - － 環境影響評価（特に地下放水路による排水先への影響の検討・評価）
  - － 社会経済調査
  - － 住民移転計画
  - － ジェンダーへの配慮
  - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

## (4) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料：なし

## 2) 公開資料 :

- インドネシア国 ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト [別冊] 洪水対策マスタープラン実施促進ファイナルレポート (JICA 図書館にて検索可能)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000049030.html>

- インドネシア国 ジャカルタ首都圏総合治水能力強化プロジェクト技術協力成果品 (JICA 図書館にて検索可能)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012932.html>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (* 語⇔* 語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

## 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月)」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合 (又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

**403,044,000円（税抜）**

なお、定額計上分 14,781,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**



(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第7条 成果品等	1,000,000円		一般業務費
2	本邦招へいにかかる経費	直接経費と受入期間の業務人月（3号を想定） 1.2人月の報酬	13,781,000円	国内業務費、及び3号相当1.2人月分	国内業務費、報酬

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ（日本航空、全日空、ガルーダ）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／治水計画（ジャカルタ特別州内）</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>治水計画（ブカシ川・チサダネ川）</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>水文・水理解析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から発注者が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上